石狩市子ども・子育て会議 会長 吾田 富士子 様

石狩市長 加 藤 龍



石狩市子ども・子育て会議条例第2条第2項の規定に基づく諮問について

下記の案件について、貴会議の意見を求めます。

記

## 諮問案件

- 1,いしかりファミリー・サポート・センターの報酬等の改定について
- 2, 保育料の改定(第2子保育料無償化の拡充)について

以上

## 答 申 書

令和6年2月5日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市子ども・子育て会議 会長 吾田 富士子

令和6年2月5日付け石子政第445号で諮問のありました件につきまして、 本会議において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

## 1. いしかりファミリー・サポート・センターの報酬等の改定について

今回の改正は、サポート会員のなり手不足の解消と、本事業を今後も継続して安定的に運営していくことを目的としており、改正内容は妥当であると判断いたします。

しかし、本事業は会員相互の援助活動であるものの、子どもの命を預かるサポート会員の精神的な負担や労力を考えますと、報酬額については十分とは言えません。

今回の改正後の利用状況や会員の意向などを調査し、会員相互の理解と協力 を得たうえで、実情に合った報酬のあり方や市からの補助制度等について、今 後も検討されることを希望します。

## 2、保育料の改定(第2子保育料無償化の拡充)について

年収640万円以上相当世帯まで第2子無償化の対象範囲を拡大し、年齢制限(同時入所要件)を撤廃することにより、多子世帯の経済的な負担が軽減され、円滑な教育・保育施設の利用につながることから、改定内容については妥当であると判断いたします。